

《訂正のお願い》

『平成 28 年版 新訂詳細不動産六法』におきまして、以下のような誤りが判明いたしました。ご利用の皆様にはご迷惑をおかけしましたこととお詫び申し上げますとともに、下記のように修正していただきますようお願い申し上げます。

(平成 27 年 12 月 25 日現在)

該当箇所	誤	正
1526 頁 上 段 後 から 13 行目	有効期間が経過するまでの期間を有効 <u>機関</u> とする	有効期間が経過するまでの期間を有効 <u>期間</u> とする
1526 頁 中 段 6 行目	(<u>取引主任者証</u> の有効期間の更新)	(<u>宅地建物取引士証</u> の有効期間の更新)
1526 頁 中 段 7 行目	<u>取引主任者証</u> の有効期間は、	<u>宅地建物取引士証</u> の有効期間は、
1526 頁 中 段 9 行目	<u>取引主任者証</u> の有効期間の	<u>宅地建物取引士証</u> の有効期間の
1526 頁 中 段 11 行目	更新後の <u>取引主任者証</u> の	更新後の <u>宅地建物取引士証</u> の
1526 頁 中 段 13 行目	(<u>取引主任者証</u> の提示)	(<u>宅地建物取引士証</u> の提示)
1526 頁 中 段 14 行目	<u>取引主任者</u> は、取引の関係者から	<u>宅地建物取引士</u> は、取引の関係者から
1526 頁 中 段 15 行目	<u>取引主任者証</u> を提示しなければ	<u>宅地建物取引士証</u> を提示しなければ

※下線部分が修正箇所となります。